

離婚届の書き方について

離婚届

令和〇〇年〇〇月〇〇日届出

福島市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日					
送付 令和 年 月 日 第 号	福島市長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知

(1) 氏名	夫 かね こ ひかる 氏 名 金子 光		妻 かね こ とも こ 氏 名 金子 友子	
	生年月日 昭和 45年 10月 10日		昭和 47年 12月 24日	
住所	福島市北町 番地 サニーハイツ 3番 3号 101		福島市大森字馬場 1番地 番 号	
	世帯主の氏名 金子 光		世帯主の氏名 小林 留吉	
(2) 本籍	福島市泉字大仏 3番地4番			
	筆頭者の氏名 金子 光			
父母の氏名 父母との続き柄 [他の養父母はその他の欄に書いてください]	夫の父	金子 明	続き柄	妻の父
	母	保子	二男	母 みよ 長女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚		<input type="checkbox"/> 和解	
	<input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日成立		<input type="checkbox"/> 請求の認諾 令和 年 月 日認諾	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる		<input type="checkbox"/> 調停 令和 年 月 日確定	
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる		<input type="checkbox"/> 判決 令和 年 月 日確定	
(5) 同居の期間	平成12年 6月 から		令和元年 1月 まで	
	(同居を始めたとき)		(別居したとき)	
(6) 別居する前の住所	福島市北町 番地 3番 3号 サニーハイツ101			
	筆頭者の氏名 小林 留吉			
(7) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしていない世帯 <small>（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）</small>			
	（国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）			
(8) 夫妻の職業	夫の職業		妻の職業	
	夫 金子 光		妻 金子 友子	
その他	住所を定めた年月日 夫 昭・平・令 妻 昭・平・令			
	届出 署名押印			

本届書中
字削除
字訂正
字加入

金子

金子

届書謄本作成

《お問い合わせ》福島市役所市民課 ☎（代）024-535-1111 又は各支所

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署名印	国分 康利	桜田 まりあ
生年月日	昭和25年 11月 23日	昭和40年 3月 15日
住所	福島市大笹生字戸ノ内 37番地 番 号	福島市伏拝字畑田 1番地の10 番 号
	福島市飯坂町字道城町 18番地 番	福島市渡利字舟場 7番地1 番

- * 引越をした場合は、別に住所異動の届出が必要です。
（市外からの異動の時は転出証明書をお持ちください。）
この届出と同時に転入届（市外からの引越し）や転居届（市内での引越し）を出す時は、住所欄は新しい住所と世帯主氏名を書いてください。
- * 区市郡町村名と字名及び地番を正しく書いてください。
筆頭者とは戸籍の最初に書いてある方のことです。
- * 実父母の氏名を書いてください。死亡、離婚の場合も書いてください。
養父母がいる場合はその方の氏名も「その他」の欄に記入してください。
- * 婚姻のときに氏が変わった方は、婚姻する前の戸籍に戻るか、新しい戸籍を作ってください。
婚姻中の氏をそのまま使用したい場合は、別途届出が必要になります。
※例では、友子が離婚後も金子を使用したい場合は、「離婚の際に称していた氏を称する届」が必要です。
- * 未成年のお子様がいるときには、親権者を定めてください。
ただし、この届出によって、戸籍上は子の異動はありません。
- * こちらにも記入願います。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- ・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
- ：
- ：

- ◎ 必要なもの
 - ・印鑑（夫婦別の印鑑）
 - ・協議離婚以外（調停・審判・和解・認諾・判決による離婚）の場合
 - ①調停・和解・認諾離婚のとき・・・調停（和解・認諾）調書の謄本
 - ②審判・判決離婚のとき・・・審判書（判決書）の謄本と確定証明書
 - その他関連する届
 - ・戸籍法77条の2の届（離婚のときから3ヶ月以内）…離婚後も婚姻中の氏を名乗りたいとき。
 - ・入籍届…子を母（または父）の戸籍に入れたいとき、家庭裁判所の許可が必要です。
 - ・養子縁組届…養子縁組を解消したいとき。
- 詳しくは窓口にてお問い合わせください。

※ 窓口へ届書を持参した方の本人確認をしていますので、官公署発行の顔写真付きの本人確認書類をお持ちください。
（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）
本人確認ができなかった届出人（夫・妻）に対しては、届出があったことを郵送でお知らせします。

成年者二人に署名押印をしてもらってください。